

# 第1章 新計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

県では、食は生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を守るうえで最も重要であるとの認識から、その法制的な枠組みとして「高知県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

条例に基づき、「高知県食の安全・安心推進計画」（第1次：平成19年度～平成23年度、第2次：平成24年度～平成28年度、第3次：平成29年度～令和3年度）を策定し、食に関わるすべての関係者が連携・協働し、生産から流通・消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進することにより、県民が、健康で安全な食生活を営み、さらに誰もが安心して食生活を送ることができるよう総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、平成30年の食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正により、HACCPに沿った衛生管理の制度化や、食品等のリコール情報の報告制度の新設などの制度改正が行われ、食品関連事業者や消費者を取り巻く環境が大きく変化しました。また、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による広域的な食中毒事件の発生や食品表示の偽装問題など、食の安全・安心を脅かす事案が依然として後を絶たず、県民の食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。

このため、「第3次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第3次計画」という。）の取組で得た成果や課題を踏まえ、新しく「第4次高知県食の安全・安心推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるもので、食品安全基本法第7条に則るものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

## 3 計画の期間

第4次計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会において、意見をいただきながら取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページ等で公表していきます。

## 第2章 食の安全・安心をめぐる課題

### 1 第3次計画の達成状況

第3次計画では、「生産から消費に至る食の安全・安心の確保」、「食品に関する正確な情報の提供」、「食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立」の3つを施策の柱とするとともに、重点取組として「環境保全型農業の推進」、「高知県版 HACCP 認証制度の推進」、「食品表示に関する普及啓発」、「リスクコミュニケーションの推進」の4つを掲げ、全庁的に連携して取組んできました。

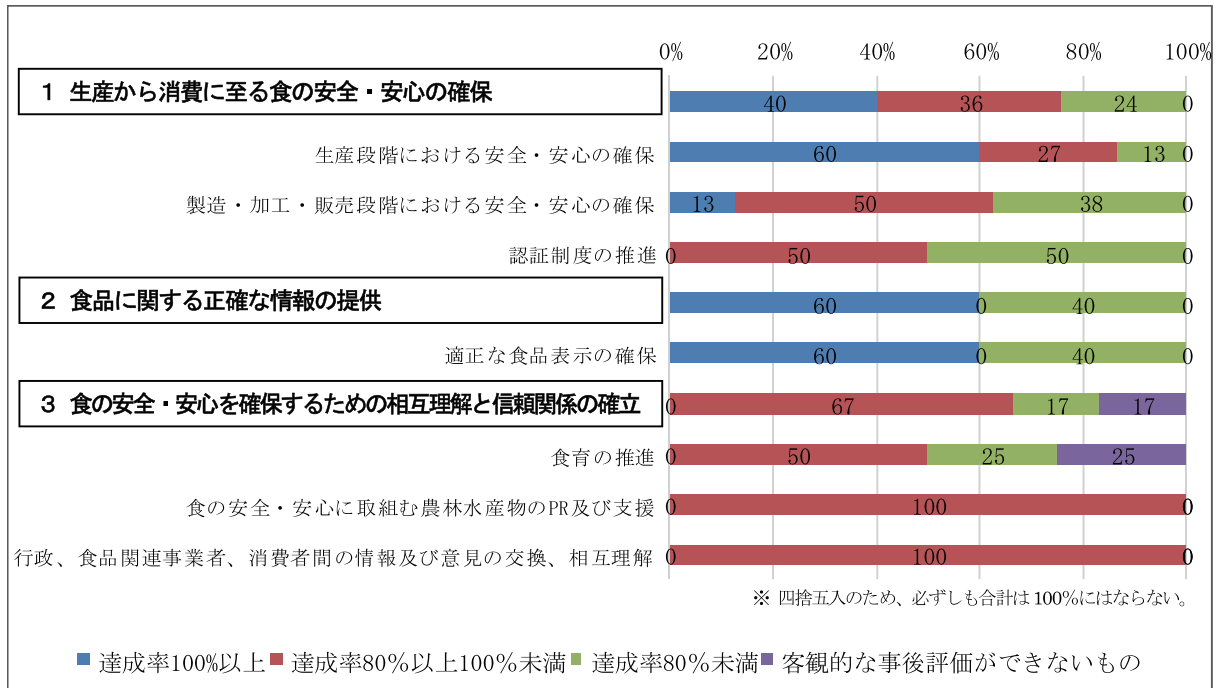
この5年間の取組による主な成果と見えてきた課題は、次表のとおりです。

基本の柱と取組	主な成果と課題
<b>1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保</b> (1) 生産段階における安全・安心の確保 (2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保 (3) 消費段階における安全・安心の確保 (4) 県民からの相談等による立入調査等 (5) 認証制度の推進 (6) 調査研究等の推進	<b>【成果】</b> ・農薬の適正使用の進展 ・難防除害虫に対するIPM技術の開発・普及 ・ワクチン接種不徹底による伝染病の発生なし ・HACCP手法を取り入れた衛生管理を行う施設の増加 <b>【課題】</b> ・病害を対象とした省力的防除技術の開発・普及 ・食品衛生法の改正によるHACCP制度化への対応 ・食中毒対策
<b>2 食品に関する正確な情報の提供</b> (1) 適正な食品表示の確保 ①関係法令に基づく食品表示の監視指導 ②食品表示に関する普及啓発 (2) トレーサビリティシステムの推進 (3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供	<b>【成果】</b> ・量販店における食品表示の監視及び食品事業者に対する指導 <b>【課題】</b> ・継続的な食品表示の監視・指導 ・消費者に対する食品表示の普及啓発
<b>3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立</b> (1) 危機管理体制の強化 (2) 食育の推進 (3) 食の安全・安心に取組む農林水産物のPR及び支援 (4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解 (5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働	<b>【成果】</b> ・訓練実施や危機管理情報の共有による体制の定着化 ・高病原性鳥インフルエンザ発生時の迅速な防疫対応 ・官民協働（量販店、ヘルスメイト、行政）による食育の推進 ・学校給食での地場産物活用の増加 ・環境保全型農業の認知度向上 <b>【課題】</b> ・高鮮度処理魚の価値向上への支援 ・食品リスクに対する情報不足や誤解

個別に目標値を設定し取組んできた36項目については、令和3年度末見込みによる評価を行いました。

基本の柱と取組ごとに、達成率が100%以上の項目、80%以上100%未満の項目、80%未満の項目の占める割合をまとめたものが、次図です。

## 取組ごとの達成状況



目標を80%以上達成している項目は全体の72.2%となっていますが、達成率80%未満の項目の中には、新型コロナウイルスの流行により計画通り実施できなかったものも含まれます。第3次計画の取組で得た成果や課題を踏まえ、今後も継続して食の安全・安心の確保に向けた取組を進めていきます。

### (参考) 個別目標別達成率

<p><b>1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農薬取締法違反による出荷の自粛</li> <li>○ 防除履歴の記帳率（農協生産部会に属する野菜農家）</li> <li>○ マイナー作物の農薬登録データの作成</li> <li>○ 「こうち環境・安全・安心チェックシート（集出荷場版）」に取り組む出荷場数</li> <li>△ 虫害IPM技術の普及率</li> <li>△ 病害IPM技術の普及率</li> <li>◎ 産業動物診療獣医師に対する指導率</li> <li>◎ 畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率</li> <li>◎ 牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率</li> <li>◎ 自衛防疫実績（ワクチン接種）</li> <li>◎ 高病原性鳥インフルエンザ監視（立入検査）</li> <li>◎ 高病原性鳥インフルエンザ監視（モニタリング）</li> <li>◎ 生産・出荷段階での残留農薬検査数</li> <li>◎ 死亡牛に対するBSE検査</li> <li>◎ 貝毒発生モニタリング検査</li> <li>○ HACCP導入型基準の施設数</li> <li>△ 食品衛生監視員のうち、HACCPに係る助言等を行う食品衛生監視員の割合</li> <li>○ 食品衛生監視指導計画の監視指導達成率</li> <li>○ 食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導件数</li> <li>◎ 食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習回数</li> <li>△ 消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数</li> <li>△ 食中毒発生件数</li> <li>○ 食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 有機JAS認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積</li> <li>○ 高知県食品総合衛生管理認証施設数</li> </ul> <p><b>2 食品に関する正確な情報の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 関係機関による合同の食品表示監視指導回数</li> <li>◎ 食品表示ウォッチャーの数</li> <li>◎ 関係機関による合同の食品表示研修回数</li> <li>△ 食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数</li> <li>△ 消費者を対象とした食品表示に関する講習回数</li> </ul> <p><b>3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 食育に関心を持っている県民の割合</li> <li>○ 土佐の料理伝承人（組織及び個人）による郷土料理伝承講座</li> <li>○ 朝食を必ず食べる児童生徒の割合</li> <li>△ 学校給食における地場産物の活用（食品ベース）</li> <li>○ 県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合</li> <li>○ 意見交換会（リスクコミュニケーション）の開催</li> </ul>
--	---

◎：達成率100%以上  
○：達成率80~100%  
△：達成率80%未満  
—：客観的評価未実施

## 2 食の安心をめぐる課題

第3次計画の期間中においては、右枠のとおり食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生がありました。

平成30年6月の食品衛生法改正により、原則として全ての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」の取組が求められるようになり、より一層食品の安全を確保するための取組の定着が課題となっています。

また、平成27年4月に食品表示法が施行され、従来の食品表示に関するルールが一元化されましたが、施行後も細かな制度改正が行われていることから、適正な食品表示の推進についても課題となっています。

### <食の安全・安心を取り巻く状況と変化>

#### 1 食の安全・安心を脅かす事件・事故の発生

- ・広域的な食中毒事件、重篤な健康被害の発生
  - －きざみのりを原因とした分散型広域食中毒（ノロウイルス）
  - －持ち帰りそうざいを原因とした食中毒（腸管出血性大腸菌 O157）
- ・アニサキス食中毒の増加
- ・異物混入等による自主回収事例
- ・不適切な食品表示事案の発生

#### 2 社会情勢の変化

- ・食品衛生法の改正
  - －HACCPに沿った衛生管理の制度化
  - －食品等のリコール情報の報告制度の創設
- ・食品表示基準の一部改正
  - －加工食品の原料原産地表示の義務化
- ・新型コロナウイルスの流行による食品の流通形態の多様化

### 食の安全・安心についての意識調査

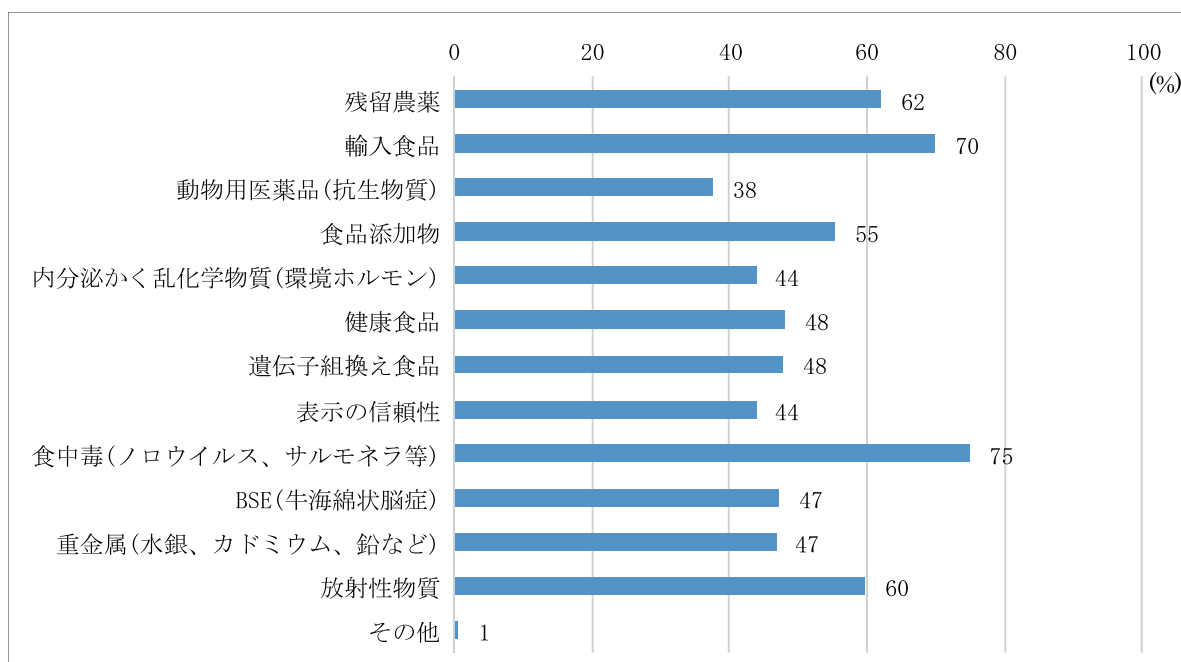
食の「安心」を得るためには、不安の解消や、信頼の確立が求められます。そういった食の安全・安心をすすめるうえでの課題を探るため、第3次計画の期間中のリスクコミュニケーション参加者を対象にアンケート調査を行いました。

○実施時期：平成29年度～令和3年度

○対象者：消費者、学生、食品関連事業者等県民 303名

#### ①不安を感じる項目（複数回答可）

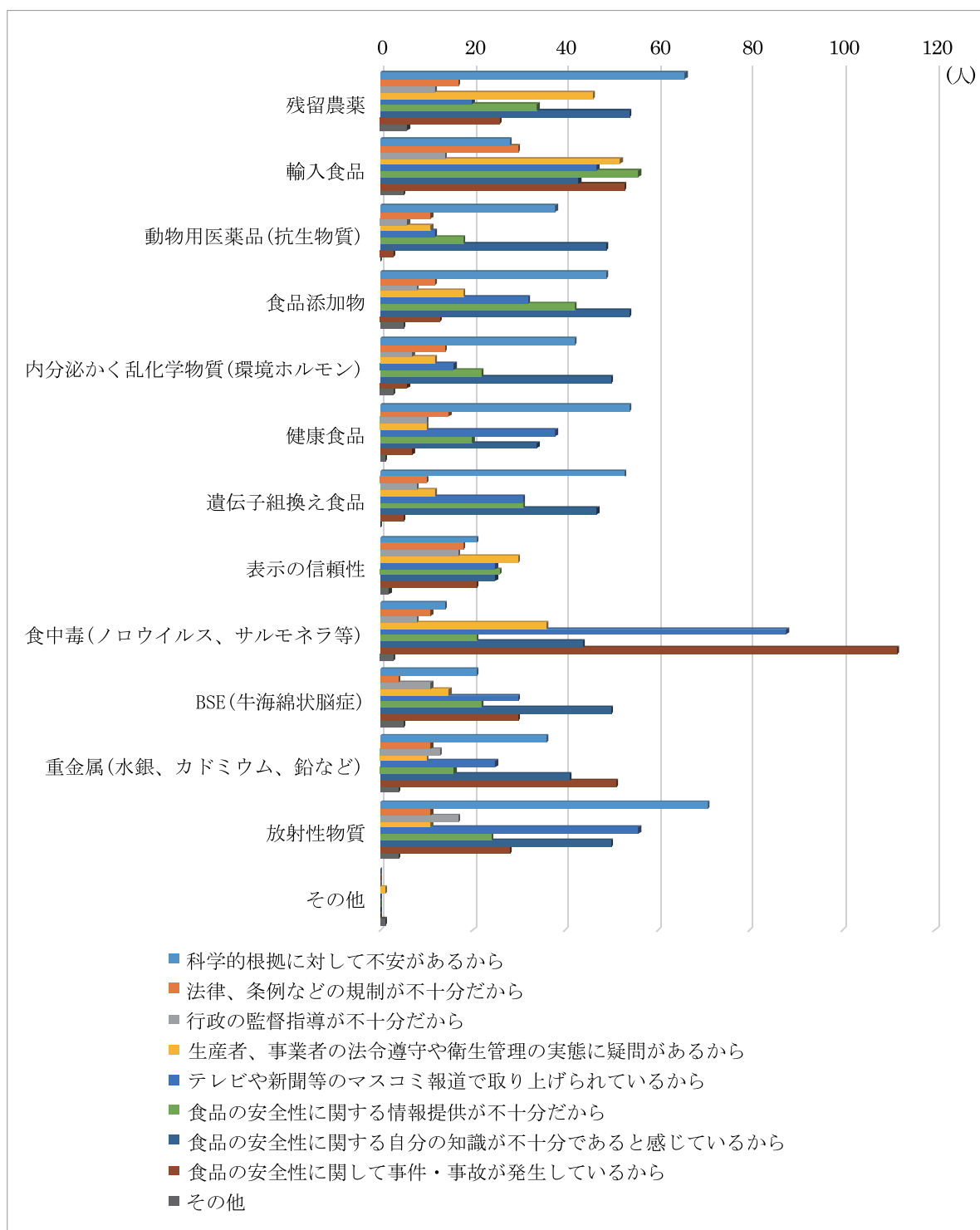
不安を感じる項目として、「食中毒」「輸入食品」「残留農薬」の3つが上位を占めています。また、福島県での原発事故から10年以上経過しましたが、「放射性物質」に対する不安が多いことが伺えます。



②不安を感じる理由 (①不安を感じる項目ごとに回答/複数回答可)

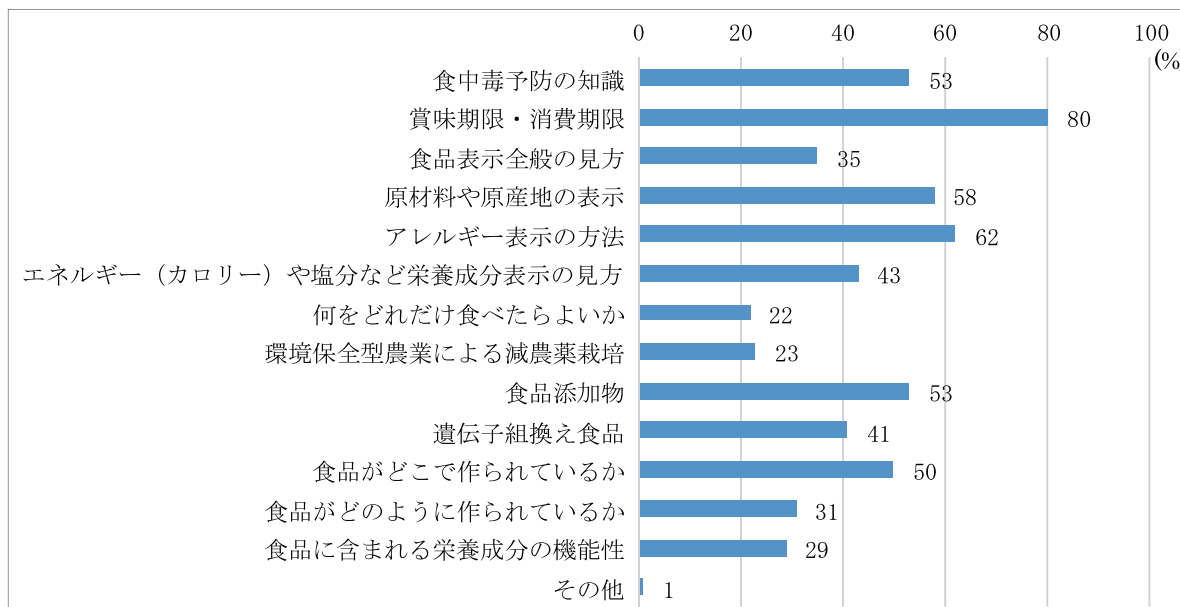
「①不安を感じる項目」で上位であったものについて見ると、「食中毒」では「事件・事故が発生しているから」、「テレビや新聞等のマスコミ報道で取り上げられているから」が多く選択されています。「輸入食品」では「食品の安全性に関する情報提供が不十分だから」、「残留農薬」では「科学的根拠に対して不安があるから」が最も多く選択されています。

また、全体的には、「自分の知識が不十分」や、「科学的根拠に対して不安があるから」の理由が多く選ばれる傾向にあり、「分からないこと」に対する不安の解消が求められていることから、食の安全に関する正確な情報に対するニーズが高いことが示唆されます。



### ③食品（料理や食事を含む）を選ぶ際に必要だと思う情報（複数選択可）

「賞味期限・消費期限」を選択した割合が最も高く、8割の方が必要だと感じていました。次いでアレルギー表示、原材料や原産地等、食品表示法が適用される食品に表示が義務づけられている内容が選ばれていることから、食品関連事業者に対して適正な食品表示の普及啓発を行うとともに、消費者に対しては食品表示の利活用方法に関する情報提供等の取組が求められます。



### ④食の安全のための取組として必要だと思うもの（複数回答、1人5つまで選択）

「飲食店や販売店、食品製造者に対する監視・指導」と「食の安全・安心に関する情報収集と県民への提供」は半数以上の方が選択していました。

また、「食中毒予防の普及啓発」や「農薬の適正使用の指導」を選択した方の割合も比較的高く、「①不安を感じる項目」で上位であったものについて、特に取組が求められています。

